

令和7年4月1日よりふれあいセンターの使用料が改定となります。

ふれあいセンター使用料

区分	基本使用料					冷暖房使用料	
	午前	午後	昼間	夜間	全日		
	9時～12時	13時～17時	9時～17時	18時～22時	9時～22時		
イベントホール	7,000円	11,000円	18,000円	14,000円	32,000円	1時間につき 3,000円	
一階	控室	400	600	1,000	700	1,700	基本使用料の 50%
	練習室	800	1,300	2,100	1,600	3,700	
	楽屋(和室)	500	700	1,200	1,000	2,200	
	楽屋(1)	400	600	1,000	700	1,700	
	楽屋(2)	400	600	1,000	700	1,700	
	パントリー	1,200	1,800	3,000	2,400	5,400	
	展示コーナー	700	1,100	1,800	1,400	3,200	
二階	多目的会議室	2,400	3,600	6,000	4,800	10,800	1時間につき 800円
	和室	1,800	2,800	4,600	3,600	8,200	基本使用料の 50%
	工作室	600	1,000	1,600	1,200	2,800	
	暗室	400	600	1,000	700	1,700	
	実習室(1)	1,000	1,400	2,400	2,000	4,400	
	実習室(2)	1,200	1,800	3,000	2,400	5,400	
	AVルーム	1,800	2,800	4,600	3,600	8,200	

備考

- (1) 多目的会議室、実習室(1)又は和室を二分して使用する場合は、それぞれ基本使用料の半額とする。
- (2) 使用者が入場料又はこれに類するもの（以下「入場料等」という。）を徴収する場合若しくは入場料等を徴収しないが営利の目的で使用する場合の使用料は、当該区分に係る基本使用料に、次の表の区分による割合を乗じて得た額を加算した額（以下「割増使用料」という。）とする。この場合において、入場料等を段階的に設けているときは、その最高額をもって適用する。

区分	割合
入場料等が1,000円未満の場合	50%
入場料等が1,000円以上2,000円未満の場合	80 "
入場料等が2,000円以上3,000円未満の場合	150 "
入場料等が3,000円以上の場合	180 "
入場料等を徴収しないが営利行為を目的とする場合	300 "

- (3) 本町以外の者が使用する場合の使用料は、当該使用区分に係る基本使用料（以下「基本使用料」という。）の20%の額を加算する。
- (4) 使用許可時間を超過又は繰り上げて使用する場合は、1時間（1時間未満のときは、1時間と算定する。）につき基本使用料の30%の額を加算する。ただし、使用許可時間の超過又は繰り上げて使用するときは、原則として1時間を限度とする。
- (5) この表に規定する基本使用料及び冷暖房使用料の算定の対象となる使用時間は、専ら使用者の使用目的に使用する時間のほか、その準備及び後片付けに要する時間も含むものとする。
- (6) 使用許可日にイベントホールを練習、準備及び後片付け等のみに使用する場合の基本使用料は、当該使用料の50%を減じた額とする。
- (7) イベントホールの舞台部分のみを使用する場合は、基本使用料の40%の額とする。
- (8) イベントホールの舞台部分を除いて使用する場合は、基本使用料の60%の額とする。
- (9) イベントホールで催す事業等のうち、町の主催及び共催する事業以外で調整室の機器操作等の人員、また、ホール内外の秩序を保つため周辺での整理等に人員が必要とする時は、ふれあいセンター使用申請時に必要人員も申請するものとする。ただし、別途費用として、調整室の機器操作の場合一人1時間当たり1,500円・ホール内外の秩序を保つため周辺での整理等の人員の場合一人1時間当たり900円を徴収する。

別館AVスタジオ使用料

区分	基本使用料	備考
別館AVスタジオ	1時間 600円	1時間延長するごとに300円を加算する